



記者発表資料

令和7年11月21日
教育委員会事務局
教育総務部教育職員課
電話 245-5930

教職員の分限処分について

不同意わいせつの罪で起訴された教職員に対し、分限処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者

(当事者)

所属	職名	年齢	性別
特別支援学校	教諭	56歳	男

2 処分内容

休職（令和7年11月22日から当該刑事事件が裁判所に係属する間）

3 処分年月日

令和7年11月21日

4 事案概要

被処分者は、令和6年1月11日12時頃、被処分者が勤務する学校において、生徒の胸を服の上から触るとともに、陰部を直接繰り返し触ったとして、令和6年2月9日付けで、告発された。

このことにより、令和7年10月30日付けで、不同意わいせつの罪で起訴されたため、地方公務員法第28条第2項第2号の規定により、休職処分とした。